

昭和二十四年七月九日印刷

昭和二十四年七月十一日印刷

参議院事務局

印刷者 印刷局

第二十三部

参議院選挙法改正に関する特別委員会(第五回継続)会議録第四号

昭和二十四年六月三十日(木曜日)午後一時三十分開会

本日の会議に付した事件

○選挙法改正に関する調査の件

○委員(柏木廣治君) それでは昨日に引き続きして会議を開きます。

○法制局参事(菊井三郎君) 本日の議題は第二の手続に関する事項であります。この手続に関する事項の中には非常に技術的な選挙の事項が多いのであります。逐一検討するといふ点でこの案はできているのであります。以下順次御説明を申し上げます。

○木内四郎君 説明されるときに、現行の制度はどうなつて居るといふ点を、はつきりして置いて頂きたいと思ひます。

○法制局参事(菊井三郎君) 一、選挙人名簿の編製について定時名簿主義及び登録について職権主義を採用している現行制度を改める必要があるかどうか。

- (1) 編製について
 - 永久名簿主義
 - 定時名簿主義
 - 臨時名簿主義
- (2) 登録について
 - 職権主義
 - 申告主義

この問題は、選挙人名簿の編製につきまじ、どういふようにしたらよい

かという問題であります。現行選挙法は衆議院及び参議院、地方自治法、教育委員会の選挙におきましても、この衆議院議員選挙人名簿が全部適用されておりました。その他につきましても衆議院議員選挙人名簿の問題が各制度に適用されておりました。衆議院議員選挙法ではこの(1)に書いてあります。名簿の編製につきましても、衆議院議員選挙法ではこの(1)に書いてあります。三つの主義のうち、定時名簿主義を原則として採用しております。登録につきましても、三つの主義のうち、職権主義を原則として採用しております。併しながらいは原則でありまして、例外的規定があるのであります。衆議院議員選挙法の第十二條の特例等に関する法律という単行法が出ておりました。この法律はこの主義の面から申しますと、編製については定時名簿主義を採用して、登録については申告主義を採用して、登録につきましては申告主義を採用して居るのであります。従ひまして現行衆議院議員選挙法の選挙人名簿の編製に關しましては、定時名簿主義と臨時名簿主義が併用されて居る。登録につきましても職権主義と申告主義が併用されて居る。こういう趣前になると思つて居ります。現在のこういう制度をどう考へるか、こういうことに替へるわけでありまして、問題の編製につきましても永久名簿主義と申しますのは、これはカード式でありまして、カードを備へ付けたまはして、選挙人の移動のある度にそのカードの増減変更をして、それを通じてに名簿というものが人の移動を

つきりと記録するといふ趣前のものが永久名簿主義と言われて居ります。又定時名簿主義と申しますのは、一定の時期に必ず名簿を作成するといふ主義でありまして、衆議院議員の選挙があつてもなくとも必ず一定の時期には名簿を作成するといふ趣前の主義であります。臨時名簿主義と申しますのは、選挙の必要が生じた際、臨時その都度作つて行くといふ趣前のものを臨時名簿主義と言われて居ります。登録の問題につきましても、申告によつて登録するかどうかといふ問題が申告主義でありまして、申告はななくとも職権で選挙人名簿をどしどし作つて行くといふのが職権主義であります。(1)の申告主義と職権主義の併用と申しますのは、今申した二つの主義を併用して行くといふ制度であります。いろいろと何つておるのであります。登録につきましても、主義の取り方はヨーロッパにおいても可なり違つて居るようでありまして、大体定時名簿主義を概ね採用して居るやうに何つて居ります。登録につきましても職権主義が多いやうに何つておるのであります。申告主義を採用するやうな場合に、権利の上に限つておるから、それでいいのだといふことになりまして、選挙人名簿といふものが非常に不完全になるといふやうな点から、職権主義といふものが多く採用されておるといふやうに承わつて居ります。

○西郷吉之助君 この我が國の現行の定時名簿主義といふのは、一定の時期に名簿を作成するといふのは、毎年或る時期に作つておるわけでありまして。又○法制局参事(菊井三郎君) さうであります。従ひまして日本では九月十五日現在で、それより六ヶ月前に居住しておる者を押さへまして名簿の編製に着手して、十二月二十日に名簿が確定する。こういう趣前でありまして。○島村重次君 私は事務の上から考へまして、毎年作る定時名簿主義は、現在の市町村の事務の機構の点、及び相当の経費を要する問題であります。案外手数を要する問題と思ひます。案外事務的或いは財政的に考へると、むしろ事務的或いは財政的に考へると永久名簿主義がよいと思つて居ります。特に農村地帯等では、比較的最近では引揚等の事実が沢山あります。が、併し定住した人がその大部分を占めておるといふ現在においては、この第一の永久名簿主義といふものが、カード式による方がよいのではないかと申すのであります。そこで定時名簿主義が他の國に多くとられたといふことは、永久名簿主義と私が申上げた点と理論的に考へて何か欠陥があるかどうか。或いは又定時名簿主義をとつた理由といふやうなものが、何か選挙管理委員会でお調べになつた実例があれ一つ承つて置きたいと思ひます。○説明員(吉岡憲一君) 名簿の編製についてお話があつたのであります。おの／＼やはり一長一短がありまして、定時名簿主義を現在とつておりましたのは、やはり調査を丁寧にする意味だらうと思つて居ります。毎年々々

名簿を切替へて行くといふことについては、これは議論があるのじやないかと思ひます。五、六年、四、五年は据置いたらどうかといふ議論があります。併しながらいは、六年据置いために調査を疎雑にするといふことであらう。勢い脱漏者が多くなり、又間違つた名簿ができる。間違ひの多い名簿ができるわけでありまして。その辺の点を十分考へておきたいと思ひます。市町村へ行つて話を聞いて見ますと、町村あたりでは毎年々々は厄介だ、四、五年置いて買いたいといふのが相当あります。或いは又永久名簿主義といふのであります。が、永久名簿主義になりまして、どうしてもカード式になるかと思ひます。カード式はよいのであります。が、ただ先程申したやうに、調査が疎雑になりはせんかといふ点が一つと、それからカードでありますから、カードの保存が非常にむずかしいのであります。箱になんか入れて置きますと、その中の一枚でも抜けてもカードであると分るのであります。併しながらいは、それが非常に私は面倒になるのじやないかといふことが、やはり投票に來た人の印しを付けて行つて二重に投票することは防がにやなりません。カードのどつかに印を付けにや

らん。投票所へ持つて行つてカードを
利用しないならば、結局本を作らな
くちやいかん。別にやはり毎年々々
カードから抜き出す現在の選挙人名
簿と同じような機面を作つて、それを
持つて投票所で照合して投票させる、
こういうことになりまして、いろいろ
一長一短がありまして、人々の移動
その他によつても不便がありま
す。従つてこの辺は現在私共の方では
いろいろ技術的に全国的に調査をやつ
て、それがいいか、研究をしておる故
中でありませう。

○小川三三 今の名簿の作成と、名
簿の便用という面から、今までの定期
的になつておる方法の方が非常に馴れ
ておりますから、能率的であり間違
がないと、こう思いますが、今の臨時
名簿式で、それで申請と加入とをやつ
て行くという方式をとつて貰うとい
う方法が非常に能率的であると思
います。

○岡本義晴君 衆議院議員選挙法にお
きましては、臨時名簿主義をとり、概
権主義をとつておるのでありますが、
現行法である衆議院議員選挙法第十
二條の特例に関する法律、これによりま
して、この臨時名簿主義の外に、臨時
名簿主義が大いに加味されておるとい
うことは、先程菊井課長の説明があつ
たように思ひます。それでこれは特例
に関する法律として置かないで、やは
り私はこの臨時名簿主義を取入れるこ
とが、必要だろふと思つております。
その理由は、選挙権が生じた者は
は、成るべく速く選挙させること
が必要なのであります。機械的に何
月何日まで定期候補を作成し、その
後選挙が一ヶ月後、二ヶ月後に起つた

ときには、選挙の権利が生じておるの
であるけれども、名簿に登録されてい
ないために、その選挙権を行使できな
いというところは、これは成るべく避け
るべきだと思つております。それで
この現行法の特例に関する法律を、尚
よく推敲しまして、臨時名簿主義を取
入れることが必要であるとして、こ
ういふふうに考えます。それに對して意
見を吉岡さんから……

○説明員(吉岡一君) 今臨時名簿
臨時名簿主義を加味するというお話を
はなしたのが、臨時名簿主義の原則が
はないのです。今お話の臨時名簿主
義を加味するというところは、結局成る
べく新しい資料で選挙をやらせる
、こういうことになるわけでありませ
う。その点結構であります。ただ臨時名
簿というものは、選挙が間近に迫つた
ときに選挙の期間、並びにその調査の期
間というものが非常に短いのでありま
して、従つて疎漏、脱漏があるとい
うことを考へて、結局申請主義にして
行くわけでありませう。調査が十分できな
いということを承知して、この点を
やつて行かなくてはならぬのではない
かと考へております。別に反対ではあ
りませぬ。

○岡本義晴君 今吉岡君から答弁があ
りました。この今おつしやつたこと
は、ちよつと分らないのですが、疎漏
になる虞れがあるけれども、ちよつと
は、ちよつと私に分らないのですが、
どういふことなんでしょうか。

いて、普通でありますれば、調査票を
取つて、町村によつては特に必要な所
は更に調査票によつて出て来た選挙人
の名前を調べて、これを照合したして
到まで取つて作る所もある。そういう
丁寧な方法によつて調べると疎漏も少
いのであります。それはやはり相当
な期間を要します。やはり一定
の、選挙のないときの方がむしろや
りやすい。選挙が差迫つて特に解散後の
選挙のような場合は非常に忙しいので
あります。従つて、調査期間等が非
常に短いのであります。そうしま
す、どうしてか疎漏が起る、こ
ういふ意味です。

○岡本義晴君 その臨時名簿主義でも
額分疎漏があるので、だからそれに加
えて臨時名簿主義と言ひました。臨
時名簿主義というか、それを取り入れ
なければならぬ。この前の衆議院の
選挙法に當りまして、私も投票場へ行
つてこの状況を見て見ると、額分その
臨時名簿主義の間違ひがあるので、
これは疎漏と言へば非常に疎漏なん
です。それを是正するためにやはり臨時
名簿主義を取り入れなければならぬと
私はこう思つております。だから多
少の危険はあるのであります。だから
の危険よりか臨時名簿主義の欠点を補
うという効果が非常に私に大きいと思
つております。

○説明員(吉岡一君) それでは十か
ら、私の申上げたのは、お話に反対で
はなく、たださういふ非常に短かい
期間に調査するから間違ひが起り易い
というところをまあ申上げただけなん
です。

きに原則的に我々は討議したのであり
ます。その選挙の要件に關連した問題
なんです。従つてこの前に討議した問
題を今成るべく、成るべく訂正ありま
せん。原則としてすべてのものが選挙
権を持つてゐるわけで、その選挙権を
完全に行使させるというために、どの
方法が最も合理的であり、且つ疎漏な
しに行われるかということなんです。か
ら、さういふ点から考へて見たら、お
のすから考案は非常につきりして
ゐるのだと私はさういふように考へて
いるのであります。さういふことを必要とし
ないと思つております。

○小川三三 今の皆さんの御議論の
通りですが、成るべく確定に選挙の
場合に行使させるといふのは、解散の
ない、例えば九月十五日からやる、定
期の選挙のある、例えば衆議院の上
に決まつてゐるのは、その前に選挙に
關れば直ぐ訂正できますが、ただ問
題は四十日間に選挙をしなければなら
ん解散の場合における正しい名簿を作
るといふことが困難だといふことにな
るのだと思ひます。

○委員(柏木康治君) さうです。
○小川三三 ですから解散の場合に
は、直ぐ何か今よりもつと活潑に公
告なりで皆一般に知らして名簿の調査
を直ぐやらせると、さういふような
解散のときに名簿を調査する方法を
先ず考へれば、あとの定期の、解散の
時期が決まつてゐるやつについては調
べるのは、その前に整備すればいいの
だから簡単じゃないかと、さう思つて
いるのですが、その方法を一つ研究し
て貰ひたいと思つております。

やつて、さうして候補者に名簿を呉れ
る。名簿を呉れなければ手紙は出し上
うが、公平な点において名簿を作ると
きに余計に作つて、さうして候補者に
呉れるというふうな方法をとつて頂く
臨時名簿主義は……どうです。その
点は……

○説明員(吉岡一君) 今の名簿を配
布するという問題ですが、最近止め
ておるかと思ひますが、昔は好意的に
名簿を印刷をして候補者に配布して
おつたように思ひます。併しながらこ
れは最近では公営やらその他選挙執行の
事務当局の非常に負担が多いので、
それから干渉や何かの關係から考へま
して、法律で決めました。それは正
方がない問題であります。なか、
思つて行かんで、現在は名簿は
配布してないと思ひます。

○小川三三 公営では手間がかかる
し、予算がなさを……ここに岡本先
生の選挙総論というのがある。大分赤
字のところもありませんが、これに印刷
費を加えれば尙赤字ですが、これは選
挙の公平という点において、新しく
出る人は名簿がなくして手紙の出しよう
がない、選挙は一万枚も買つてゐるが
出すところがないわけですか。さうい
うことになりまして、それがしや向更
選挙が公平にならなから、勿論名簿
は大抵候補者が何十人出るといふよ
うな目標が大抵決まつてゐますから、そ
れを臨時名簿主義に……それから一應
臨時名簿はかり版で刷つたのを呉れ
る、公営で負担が重いでしようけれど

後選挙が一ヶ月後、二ヶ月後に起つた
博主議でありますと、相当な期間を置
選挙資格の要件をどうするかという
定時選挙に臨時選挙を加えて
る、公営で負担が重いでしようけれど

も、負担が重ければ失業救済のために
(笑)何人かを採用すればいいのです
から、この点についてあなたのお考え
はどうですか。

○説明員(吉岡一君) 現在名簿をや
つておらないと申しますのは、昔は無
料郵便というものがありませんでした。つ
まり無料郵便で全有権者へ手紙を出して
おつたわけなんです。ところが今はと
にかく手紙は出せる枚数が決まってい
まして、つまり葉書を出せる枚数が決
まっております。それは必ずしも全
有権者の名前が分らなくても、大体知
つてゐる人に或る程度出せばいいので
はないか、まあ相当な知つてゐる人を
簡便的に調べて出せば、大体法定枚数
だけ出せる、そういうことで名簿は
置つていないのじやないかと思いま
す。

○小川三君 小川君にお尋ねしますが、
名簿を配るのは誰しも選挙をやつた経
験からすれば欲しいのだが、全国の場
合をあなたどう考えますか。失業救済
と云つても、全国を選挙区として出る
者は困ると思ひますが、どうです。そ
れはなか／＼言うべくして……

○小川三君 全国の有権者は確かに
二千万くらいですから、(笑)全部の
名簿を刷つて出して貰いたい。有権者
は億々に二千万人程度です。リヤカー
二杯くらいで間に合います。

○委員(相本康治君) それでは人紙
出揃つたようでありまから、第二に
進みます。

○法制局参事(菊井三郎君) 選挙人名
簿の調製について臨時名簿に関する特
別規定を本法案中に規定し恒久化する必
要があるかどうか。

○参事 衆議院議員選挙法第十二條の

第三十三節 選挙法改正に関する特別委員会議案第四号 昭和二十四年六月三十日

特例に關する法律の要
(1) 登録されていない者で選挙権
を有するものがあるときは、申
請により臨時に名簿を調製す
る。

(2) 海外引揚者は市町村に住所を
有すれば、六ヶ月以上住所を有
しなくとも前項と同様に登録す
る。

二の問題につきましては、衆議院議
員選挙法第十二條の特例に關する法律
が出ておるのでありますが、先程申上
げましたように、この調製につきまし
ては臨時名簿主義により登録につ
きましては申請法を採用しておるのであり
ますが、この特例法を選挙手続法の中
に一括して規定して恒久化し、行く必要
があるかどうか、という点であります。
現行特例法は海外引揚者とか、そうい
うものを目的としたもので、形式と
いたしましては臨時に特例として出
ておるのでありますが、こういう制度が
よいとすれば、本法案中に規定して臨時
法でない、これは特例法でなくして基
本法の制度として取り上げるのだとい
う前にする必要があるかどうか、この
いうことであります。先程岡本委員が
十で触れたところでありまして、
が、そういうような点につきまして、
どう考へるか、ということでありま
す。

○小川三君 ちよつと質問します。
それで先刻私の伺つたように、例え
ばこの十二條によつて十一月に名簿が確
定した、ところが四月の三十日か、五
月の三十日か衆議院の選挙がある前
に、その当時の名簿に上らなかつた人
も在籍が六ヶ月以上とか、いろいろ
な条件が具備されるわけだ、だからど
うしても選挙権がある前にもう一遍や
ら、それは申告でやるのですか、やは
り臨時に調査してやることになつてお
りますか、今までの何はどうかしてお
りますか。

○法制局参事(菊井三郎君) そうい
うものは前の定時選挙に上ります
と、当時六ヶ月の住所要件が具備され
ていない、というので、一應名簿からは
削除されておらないわけであり
ますが、今度の四月或いは六月頃まで
には、六ヶ月の住所要件を満たしてい
ることになりますれば、当然選
挙権を行使する資格があるわけである
ので、そういう場合につきましては、
それは申告によつて登録するのであり
ます。

○小川三君 申告しなければ、それ
は駄目なわけですね。

○法制局参事(菊井三郎君) そうで
ない、小川君。米年の七月十五日まで
は駄目だ、というので、分りまし
た。

○小川三君 申す方が、海外の
引揚者は市町村に申告を要するかとい
うことですが、海外の引揚者でなくて
も、國家公務員等において選挙の前に
選挙を喰つて、例えば警察署長である
とか、轉機を喰つて行くにつれてしま
う。そうして投票したてから自分の前
の住所には届かない費用がかかるの、
公務も多忙で届かないという場合が随
分あります。それだから、これはと
にかく改正して、自分の移轉した先で
投票ができるようにしたい、と思いま
す。それから候補者の場合ですが、候
補者が全国区の場合、東京に選挙権が
あつて、九州で演説をしてゐる場合
に、鹿児島あたりで明るる日の投票日

になつてしまふ。どうしても自分はも
う投票ができないという場合に、候補
者は立候補者証明を持つておりますが、
投票者証明は何回でもできないように投
票券と一緒の印を押して貰ふ。殊に全国
の場合には候補者が非常に廣く動いて
おります。候補者が二百名なら二百名
が、自分の選挙権のあるところにい
ません。だからそういう場合に二百票な
ら二百票が全部無駄になつてしまふ。
この間の選挙の場合でも、議員さんで
自分の選挙権を行使した人は殆んどい
ないでしよう。いても一割かそこらで
しよう。みんな投票しそこなつた、そ
ういう場面がありますので、候補者は
どの選挙でも同じですが、立候補証明
さえ持つておれば、どこでも投票でき
る。その投票の範囲においてはできる
というところにした方がいいと思いま
す。どうですか、あなたのお考えをお
伺いします。

○説明員(吉岡一君) 轉居した者が
元の住所でなくて、外の行つた先で投
票するようにというお話であり、ま
が、これは投票を成るべくさせるとい
う意味からはその方がいいかと思いま
すが、その証明の方法がなか／＼厄介
であります。不在投票式のものにつ
いてまで考へるかという問題でもあり
ますが、これはもう少し研究をして見た
らと思つておられます。それから今お話
の立候補して、よそで運動をやつて、
そこで投票されるようにというお話で
ありますが、これは今のお話のよう
に、本人であるかどうかという確認が
なか／＼むずかしいのじやないかと考
へますので、その点まで手が延びれば
差支えないわけでありますが、これも

やはりもう少し研究しなければなら
ないと思ひます。

○小川三君 あなたはものを断る
ような主義ですが(笑)候補者が、例
えば全国選出議員の選挙の候補
者は候補者証明を持つてゐるんですか
ら、その人は大体あなた分りますよ。
それを認めないで、その本人かどう
か分らないなんて、そういうことは
ないから、その点は皆さんの御
賛成をお願いしたいと思います。まあ研究
問題ですが、全国選出議員は全国が選
挙区ですから、移動してゐるわけ
です。今度公営の場合は、明日は投票日
だ、というので、東京の議員が大阪の公
会堂で演説してゐる場合、そういう人
は全部投票できない。随つて来られな
いわけですから、こういう場合が随分
あります。全国選出の議員もそう
です。誰でも投票できないので、
投票所から離れておられます。そう
いう不便があると思ひますので、大
いにこれは実現したいと思つておられ
ます。それから証明が厄介だ、という言
をあなた使は使はしましたが、そういう不
親切な……投票権を行使するといふこ
とが、國のいれゆる運命を担つてゐる
投票なんだと言つていて、証明するの
は厄介だ、ということはありませんか。簡
単なんです、証明するのは。それで厄
介がないでやつて頂きたいと思いま
す。もう一遍一つあなたの厄介だとい
うのは六千三百七十四人だから、
食えないから厄介だからなのか、本
当に厄介から厄介なのか一つ伺いた
い。

○説明員(吉岡一君) 厄介と申さな
かつたつもりであります。その秘密
投票、或いは証明の、やはり選挙のと

きは相当事務が忙しいわけでありませう。それで十分に手が廻り得るかどうかというのを考えるわけでありませう。余り忙しくていい加減なことをやつたために間違いが起つても困ります。そういう点をよく考えて、お祈りの点をお断りする意味にやありません。研究すると申上げたのであります。ただ今直ぐ御答弁がでないから研究して見ますと申上げたのであります。

○委員(長) 柏木(康治) もういいです。それで三に進みます。
○法制局長(菊井三郎) 三、「衆議院議員選挙の場合の選挙人名簿につき登録に必要としている六箇月の住所要件を短縮するかどうか。附、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙について六箇月の住所を有することを選挙権の要件としているが名簿の要件とするかどうか。」この問題につきましては、第一の選挙の制度のところですので関連して出た問題でありますけれども、選挙人名簿の登録につきまして、現行衆議院議員選挙法及び参議院議員選挙法は六ヶ月の住所を要件としておるのであります。選挙権は日本人で年齢二十以上の者はこれを持てる。併しながら選挙人名簿に登録するには引続いて六ヶ月以上その市町村に住所を有するということになっておりますので、この点をどう考えるかどうかという問題であります。六ヶ月の住所を全然削つてしまふ、或いは技術的な面からしまして、六ヶ月という期間を或る程度短縮するかどうかという問題であります。尚これは制度の点につきまして関連してお祈りの出たところでありませうが、地方公共団体の選挙の場合につ

きましては、六ヶ月の住所を持つということが選挙権の要件となつておるのであります。この調整をどう考えたらいいかという問題が附随して出て参るのであります。

○本田(健児) この六ヶ月の住所の要件であります。これは地方選挙、殊に市町村議員の選挙の場合には安当であると思ひますが、他の選挙になりますると、理論上少し安当でないことができて来ると思つております。それは例えば参議院議員の選挙の場合に、その選挙区に六ヶ月以上住居しておれば選挙権を與えていいのであります。市町村の住居を要つた場合に、その選挙区には六ヶ月以上住居しておるが、市町村を要つたために選挙権がなくなるという不都合が生じて来ると思つております。殊に全国選挙の場合であると、その国内に六ヶ月以上住居を持つておれば当然選挙権が理論上あるべき筈であるのに、住居を要つたために選挙権がなくなるというやうなことができて来るのであります。それから地方選出の参議院議員選挙の場合でもやはり同じやうな事情ができて来ると思つております。そこで、理論上は、町村は要つてもその選挙区内に六ヶ月以上おれば当然選挙権があるということになるべき筈なので、ただ問題は選挙名簿の登録の手段の問題だらうと思つております。これは先の定時名簿主義に加ふるに登録の申告主義をとる。かういふふうにしますれば、さして手続上も困難な問題でないと思つております。かういふ点について選挙管理委員会の方ではどういふふうにかつて考えられますか。

○説明員(吉岡一書) 六ヶ月の住所期間のお祈りですが、これは名簿を調整するに相当せざる期間がつかかりませう。全戸数について全部一齊に調査することはできないのであります。表を配つてそれを集めて書き上げるといふやうな手数を要します。どうして一日にちがかりませうか、相当程度の住所期間というものは設けて置きませんと、二重に敷つたり何かすること相違考へなければいかんのであります。六ヶ月がいいか、現在三ヶ月という案が一つ出ております。三ヶ月がいいか、これは町村の住居の移動関係なんかを調べて、三ヶ月でもよければ三ヶ月にしたらどうかという考えを持つて今研究しております。それからもう一つ考えなければならぬのは、余り住居の期間を短かくしますと、前に國本委員が御質問になつたのです。つまり選挙目当にそこへ押掛けて行つて登録をされる、かういふ危険がありませう。そういう点も併せて考へなければならぬ問題であります。

○委員(長) 柏木(康治) もういいです。それで三に進みます。
○法制局長(菊井三郎) 三、「衆議院議員選挙の場合の選挙人名簿につき登録に必要としている六箇月の住所要件を短縮するかどうか。附、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙について六箇月の住所を有することを選挙権の要件としているが名簿の要件とするかどうか。」この問題につきましては、第一の選挙の制度のところですので関連して出た問題でありますけれども、選挙人名簿の登録につきまして、現行衆議院議員選挙法及び参議院議員選挙法は六ヶ月の住所を要件としておるのであります。選挙権は日本人で年齢二十以上の者はこれを持てる。併しながら選挙人名簿に登録するには引続いて六ヶ月以上その市町村に住所を有するということになっておりますので、この点をどう考えるかどうかという問題であります。六ヶ月の住所を全然削つてしまふ、或いは技術的な面からしまして、六ヶ月という期間を或る程度短縮するかどうかという問題であります。尚これは制度の点につきまして関連してお祈りの出たところでありませうが、地方公共団体の選挙の場合につ

期間のお祈りですが、これは名簿を調整するに相当せざる期間がつかかりませう。全戸数について全部一齊に調査することはできないのであります。表を配つてそれを集めて書き上げるといふやうな手数を要します。どうして一日にちがかりませうか、相当程度の住所期間というものは設けて置きませんと、二重に敷つたり何かすること相違考へなければいかんのであります。六ヶ月がいいか、現在三ヶ月という案が一つ出ております。三ヶ月がいいか、これは町村の住居の移動関係なんかを調べて、三ヶ月でもよければ三ヶ月にしたらどうかという考えを持つて今研究しております。それからもう一つ考えなければならぬのは、余り住居の期間を短かくしますと、前に國本委員が御質問になつたのです。つまり選挙目当にそこへ押掛けて行つて登録をされる、かういふ危険がありませう。そういう点も併せて考へなければならぬ問題であります。

○委員(長) 柏木(康治) もういいです。それで三に進みます。
○法制局長(菊井三郎) 三、「衆議院議員選挙の場合の選挙人名簿につき登録に必要としている六箇月の住所要件を短縮するかどうか。附、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙について六箇月の住所を有することを選挙権の要件としているが名簿の要件とするかどうか。」この問題につきましては、第一の選挙の制度のところですので関連して出た問題でありますけれども、選挙人名簿の登録につきまして、現行衆議院議員選挙法及び参議院議員選挙法は六ヶ月の住所を要件としておるのであります。選挙権は日本人で年齢二十以上の者はこれを持てる。併しながら選挙人名簿に登録するには引続いて六ヶ月以上その市町村に住所を有するということになっておりますので、この点をどう考えるかどうかという問題であります。六ヶ月の住所を全然削つてしまふ、或いは技術的な面からしまして、六ヶ月という期間を或る程度短縮するかどうかという問題であります。尚これは制度の点につきまして関連してお祈りの出たところでありませうが、地方公共団体の選挙の場合につ

- (1) 衆議院の場合、原則任期満了の日
 - (2) 参議院の場合、原則任期満了の前
 - (3) 地方公共団体の場合、原則任期満了前
- この四の問題につきましては、衆議院議員の選挙実施時期及び参議院議員の選挙実施時期、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の施行時期に關しまして、現行衆議院議員選挙法、参議院議員選挙法、地方公共団体の選挙法は、それら異なるつた建前で規定してあるものであります。これもどういふやうに考へたらよいかどうか、かういふ問題であります。現行衆議院議員の選挙法におきましては、総選挙ハ議員ノ任期終リタル日ノ翌日之ヲ行フヲ例トス。かういふ規定があります。但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ議員ノ任期終リタル日ヨリ五日以内ニ之ヲ行フコトヲ妨ケス。尙國會開会中又ハ國會閉会ノ日ヨリ二十五日以内ニ議員ノ任期終リタル場合ニ於テハ、總選挙ハ國會閉会ノ日ヨリ二十六日以後三十日以内ニ之ヲ行フ。かういふ規定がございます。参議院議員選挙法におきましては、任期が終る日の前三十日以内にはこれをやる。というものが建前でありまして、その期間が参議院の開会中又は閉会の日から三十日以内にかつた場合におきましては、参議院閉会の日から三十一日以後三十五日以内これをやる。かういふやうに規定されております。従いまして各選挙の施行時期に關してそれと違つた建前で来ておりますが、これをどういふやうに方針を立てる必要があるかどうか、かういふ問題であります。尚この

【参考】

七時二開キ午後五時二開ソ」といふよ

自費するということではなくして、

いての、一番我々の有力なる参考資料

任をしなくても、本人から適当な者を

けないが知識を得ておる。味らして見

ると、なか／＼政治知識もあるといふのが相当あると思ひます。そういう見地から、代官外規定を設けた以上は、拡大することに対する方法を研究の要があるといふことを申上げて置きます。(進行を願ひますと呼ぶ者あり)

○委員(鈴木康治君) 二二で休憩しましよつか。
〔賛成と呼ぶ者あり〕
○委員(鈴木康治君) 休憩いたしましよつか。

午後二時五十三分休憩
午後三時三十一分閉会
○委員(鈴木康治君) 只今から会議を閉じます。九、十の問題を一括して御協議願ひたいと思ひます。

○委員(鈴木康治君) 九、特別投票に関する現行の制度は改める必要があるかどうか。
○委員(鈴木康治君) 特別投票の範囲について改める必要があるか。
○委員(鈴木康治君) 特別投票の範囲について改める必要があるか。

○委員(鈴木康治君) 特別投票の範囲について改める必要があるか。
○委員(鈴木康治君) 特別投票の範囲について改める必要があるか。

と、なか／＼政治知識もあるといふのが相当あると思ひます。そういう見地から、代官外規定を設けた以上は、拡大することに対する方法を研究の要があるといふことを申上げて置きます。(進行を願ひますと呼ぶ者あり)

○委員(鈴木康治君) 二二で休憩しましよつか。
〔賛成と呼ぶ者あり〕
○委員(鈴木康治君) 休憩いたしましよつか。

午後二時五十三分休憩
午後三時三十一分閉会
○委員(鈴木康治君) 只今から会議を閉じます。九、十の問題を一括して御協議願ひたいと思ひます。

○委員(鈴木康治君) 九、特別投票に関する現行の制度は改める必要があるかどうか。
○委員(鈴木康治君) 特別投票の範囲について改める必要があるか。
○委員(鈴木康治君) 特別投票の範囲について改める必要があるか。

○委員(鈴木康治君) 特別投票の範囲について改める必要があるか。
○委員(鈴木康治君) 特別投票の範囲について改める必要があるか。

と、なか／＼政治知識もあるといふのが相当あると思ひます。そういう見地から、代官外規定を設けた以上は、拡大することに対する方法を研究の要があるといふことを申上げて置きます。(進行を願ひますと呼ぶ者あり)

○委員(鈴木康治君) 二二で休憩しましよつか。
〔賛成と呼ぶ者あり〕
○委員(鈴木康治君) 休憩いたしましよつか。

午後二時五十三分休憩
午後三時三十一分閉会
○委員(鈴木康治君) 只今から会議を閉じます。九、十の問題を一括して御協議願ひたいと思ひます。

○委員(鈴木康治君) 九、特別投票に関する現行の制度は改める必要があるかどうか。
○委員(鈴木康治君) 特別投票の範囲について改める必要があるか。
○委員(鈴木康治君) 特別投票の範囲について改める必要があるか。

○委員(鈴木康治君) 特別投票の範囲について改める必要があるか。
○委員(鈴木康治君) 特別投票の範囲について改める必要があるか。

と、なか／＼政治知識もあるといふのが相当あると思ひます。そういう見地から、代官外規定を設けた以上は、拡大することに対する方法を研究の要があるといふことを申上げて置きます。(進行を願ひますと呼ぶ者あり)

○委員(鈴木康治君) 二二で休憩しましよつか。
〔賛成と呼ぶ者あり〕
○委員(鈴木康治君) 休憩いたしましよつか。

午後二時五十三分休憩
午後三時三十一分閉会
○委員(鈴木康治君) 只今から会議を閉じます。九、十の問題を一括して御協議願ひたいと思ひます。

○委員(鈴木康治君) 九、特別投票に関する現行の制度は改める必要があるかどうか。
○委員(鈴木康治君) 特別投票の範囲について改める必要があるか。
○委員(鈴木康治君) 特別投票の範囲について改める必要があるか。

○委員(鈴木康治君) 特別投票の範囲について改める必要があるか。
○委員(鈴木康治君) 特別投票の範囲について改める必要があるか。

と、なか／＼政治知識もあるといふのが相当あると思ひます。そういう見地から、代官外規定を設けた以上は、拡大することに対する方法を研究の要があるといふことを申上げて置きます。(進行を願ひますと呼ぶ者あり)

○委員(鈴木康治君) 二二で休憩しましよつか。
〔賛成と呼ぶ者あり〕
○委員(鈴木康治君) 休憩いたしましよつか。

午後二時五十三分休憩
午後三時三十一分閉会
○委員(鈴木康治君) 只今から会議を閉じます。九、十の問題を一括して御協議願ひたいと思ひます。

○委員(鈴木康治君) 九、特別投票に関する現行の制度は改める必要があるかどうか。
○委員(鈴木康治君) 特別投票の範囲について改める必要があるか。
○委員(鈴木康治君) 特別投票の範囲について改める必要があるか。

○委員(鈴木康治君) 特別投票の範囲について改める必要があるか。
○委員(鈴木康治君) 特別投票の範囲について改める必要があるか。

○羽仁五郎君 その点を拡大されることを私は希望したいのですが、その拘束中の方が投票所に行かれるようにですね。それから日本の今までの拘束所というのは一切外へ出さないという主義なんです。アメリカの場合には奥さんと二人で散歩に出ることも規定に従って許されるというふうなふうになつて居る。況んや世直なる選挙権を行使するためにわざわざ郵送その他に出来ないでも、投票所に行かれることが出来るという方法をとられるようにお願いしたいと思つて居ます。それから(二)の投票方法について郵送の外提出等簡易化の方法を認めるという規定があるかどうか、これは今認めてないでしようか。

○岡本重雄君 認めてないですよ。それで非常な問題なんだ。これはどうしても認めない方がよいと思つて居ます。簡易化しないと無意味になるんですよ。折角の特典がですね。

○説明員(吉岡憲一君) 今の不在投票のいろいろな未決拘束中の者の話であります。これは技術的に相違むつた問題でありまして、選挙の公正というふうな点もあるし、又未決拘束の投票をさせるに於いて、看守が附いて来たのでは却つて投票するのを嫌がるというふうな点がありまして、成るべく我々も選挙の公正を害しない範囲においてはやらせるように研究をしたいと思つて居ます。それから投票の方法について郵送の外、まあ郵送しないで使者で以て持つて行けないかどうかというふうな点は、実情は尤もでありまして、どういふふうにしたら公正を害さないか、又秘密投票を保持できるかというふうな点を、これも研究したいと思つて居ます。

○羽仁五郎君 ついでに何ですか(三)の点はどんなふうにも考えになつておるか、さつきの診察費、又その郵送の費用、診察費の場合にはお医者さんの業務だから無料にするとかいうことは問題があるように思つて居ますが、郵送の場合には無料ということはどうなるのじやないかと思つて居ます。

○説明員(吉岡憲一君) この診察費、郵送の費用共にやはり國が負担するということに恐らくなると思つて居ますが、予算等の関係でどういふふうになりませうか。これは実際は相当な負担費用になる。

○羽仁五郎君 数が多ですか。

○説明員(吉岡憲一君) 病院なんかですと相当な数になりますから、費用が十分出るという見通しが付けば、これは無料にしてもいいのじやないかと思つて居ます。

○鈴木直人君 その郵送の費用は選挙管理委員会が出して居るのじやないですか。

○説明員(吉岡憲一君) 出して居りませぬ。つまり投票したやつを開票所へ送るやつは出して居ります。

○鈴木直人君 不在投票をする場合には、みずから郵送するのでなくして、自分がおとところの投票所に行つて、そしてこれを市町村長で受け取れども、いわゆる開票管理者にそれを提出するのでせぬ。開票管理者がその住所のあるところに送つて行つておるのであつて、個人が郵送で送つて行つておるのじやないのです。

○説明員(吉岡憲一君) 現在は、つまりその町村で投票しますね。選挙人名簿に載つていないので、それをその投票した所から元の名簿に載つて居る所まで送る費用は出します。それから自分の家で書いて投票するやつですね。在宅投票、つまり三身の場合なんかそういうものがあるわけですよ。つまり特別管理の下で行かないで、自分の家で書いて郵送するやつです。これは自分が負担する義務になつて居ります。

名簿に載つていないので、それをその投票した所から元の名簿に載つて居る所まで送る費用は出します。それから自分の家で書いて投票するやつですね。在宅投票、つまり三身の場合なんかそういうものがあるわけですよ。つまり特別管理の下で行かないで、自分の家で書いて郵送するやつです。これは自分が負担する義務になつて居ります。

○鈴木直人君 その分を國と書いておるけれども、國又は縣が、いわゆる國民が持つて居るのじやなくして、國とか或いは縣とか、いふものが持つて居ることですか、これは或いは地方公共團體が負担して居る現状であるからして、國の負担にして居ることですか。

○法制局長(湯井三郎君) この問題は、國の選挙の場合につきましては國の負担とする必要があるかどうか、地方公共團體の選挙の場合は地方公共團體が負担する必要があるかどうか、こういうことなるわけでありませぬ。

○羽仁五郎君 やはり成るべくこれもその貴族なる投票権を行使するに便宜な方法を改正を希望します。それから附帯して發言して居りますが、ここに項目には出ていないのですが、衆議院議員選挙法の三十三條投票の閉鎖のことなんです。これは実は私がこの前の選挙のときに自轉車を馳けつけたのでせぬけれども、五分遅れたので、ところがもうすでに閉つちやつていた。閉つちやつていたのだが、まあ田舎ですからね。少し早目に閉めたのじやないかと思つて居ます。(笑)五分前に閉めたにしては余り厳格してしまつて居るのです。それで私は貴族な投票権を是非行使したいと思つたけれども、一旦閉めたものを開けるわけに行かないというふうになつて、私もそれで満足したのでせぬけれども、投票の閉鎖がやはり少し、殊に田舎の村なんかじや、もう三十分も一人も来ないんかというので、時間を遅らせるよ、早目にやるのじやないか。これは別に法律を以てどうするということではないのだが、選挙管理委員会なんかでそういう何か御注意が全國的にあるような場合に、やはり多少の時間の余裕を以てても、貴族なる、つまり年に一遍とか、或いは何とかがいふ場合なんだから、少し三十分くらいは待つて(笑)投票権を行使しようとして、僕のところなんか随分遅いので、自轉車で汗水垂して馳けつけて、五分遅れておるからもういかにんかというのでは、余り旧態依然たる感じがしますが、どうかありませんか。

○鈴木直人君 今の問題は、これは至るところで現実の場合に問題になつて居るようであつたけれども、その時間というものを、そのときに當つて五分とか、十分とか、一時間というものを便宜運らすと、こういうことは相当問題が起る場合もあるのです。それは無効だということになるのです。法律的に訴訟しますというわけ、時間外の投票であるから、それは無効であるということになるから、然らば法律で以て開票管理者がその立会人と一緒に合には、まあその時間だけは延長することを許すとか、そういうふうな特別の法令が、例外的な法令がありますれば、これはいいのだけれども、それが無い限りにおいては、時間外における投票については相当無効のような

異議なんかもございまして、非常にこれは、選挙上それをやるということ非常に困難だと思つて居ます。ただ今問題になつて居るのは、開票管理者が、非常に投票所が小さいのです。そこに沢山の人が行くわけですよ。ところが田舎においては、ずうつとまだ入れないで並んで居るというふうな場合に、その投票所というものはちやんと決まつて居りますから、受け付けた者が投票するのでございませぬ。受け付けないで並んで居るやつは時間が切れてしまつて、受け付けた者が権利を持つと、こういうふうな形になるのです。あれが丁度國會において、議場の閉鎖と同じような形において、つたつと閉鎖してしまつと、投票所というものは屋内になるのです。その室内に入つていない者は、効果が無い、こういうふうな形になる場合があるのです。そういう場合に臨時的に、そこで来ていた者は、ずつとそこに入れてしまつと、或いは入つたものと見なして、ここまでは投票所に入つたのだと、こういうふうな区切つて、それ以外は受け付けないということ、こういうふうなことはよろしいと思つて居ますが、五分後においては、自轉車で馳付けて来たから、それをやるということになるかと相当問題が起るから、もう少し法律的に何か考えて……。

○羽仁五郎君 そういう意味なんですか。

○大野幸一君 ちよつと鈴木さんにお尋ねしますが、どういふものを閉鎖するのでありますか、受け付けたものを投票させるのですか、現在は……。

ないか、又秘選投票を保持できるかと
りよその町村で投票しなれ。選挙人
投票権を是非行使したいと思つたけれ
投票については相当有効無効のような
票させるのでなく、現在は……。

○鈴木直人君 現在は屋外の投票所はないのであります。

○羽仁五郎君 屋外に並んでいたやつは駄目なのであります。屋内に入ると受付けたことになるのであります。入つて閉鎖しますから、そこまで入つたものは到着したことになるのであります。

○鈴木直人君 ところが彼等なんかは非常に小さいところに一杯に集まっていますので、びしやつと閉めてしまひまして、その他のところは駄目だといふことを言つておられるのであります。併しどうも折角来ておられるところが駄目だ、学校の門なら門に来ておられるのに対しては一應入れるといふことを現実に許して、そうして時間のとて来たものは受付けなさい、こういう形に行つておるのであります。羽仁君のやつはそれだろつと思つてあります。

○羽仁五郎君 私の場合には、自轉車で投票所の入口に到着したときは正に五時だったのであります。自轉車をそこに置き、私はそのとき願上りをしていましたので、それを抜いて、それから受付の所に行つた、受付けて呉れという駄目だと言ひ、まだ二分か三分だと言ひ争つていたのであります。中へ行つて呉れというので、そうして行つたときに五分過ぎておるといふことを申されたのであります。つまり余り不親切だと思つてあります。

○鈴木直人君 今私のお話でありましたが、全国には若干そういう不親切があるのぢやないかと思つてあります。法律を改めたためで、そういうことをしようとは思つておられません、投票の有効無効の弊を防ぐに、そういうことをやれといふことを言ひたいかつたのであります。

たのであります。鈴木さんが発言したように、投票所に先ず大休到着しておる人の投票をさせるということだと思つてあります。選挙管理委員会では、そういうチャンスがあるのぢやないかと思つてありますので、そんな際にお考え下さい。

○岡本健祐君 その問題で地方に調査に行かれました、選挙管理委員会の人から訴えられたことは、今問題が出来ましたこの選挙人へ病氣や、負傷や妊娠、それからお産のために投票所へ行けない人、これは法律ではありませんが、選挙法の施行令によつて二十七條ですか、それによつて医者の証明を貰わなければならぬ。今証明料も高いです、から、百円とか取られる、それを今度施行令の三十條によりまして暫留で出す、これで又費用がかかる、折角こ

ういふふうな選挙法によつて、そういう人にまで投票を行使せよといふ親切な規定がありながら、施行令の規定によつてそれができない。そんな高い金まで出して一票を投する必要があるといふふうな感じが、これはいけないのであります。けれども、今の地方の人に非常に多い。だからそれを何とか救済して、医者の証明書も只し、郵送料も只にするという方法はないか、そういうふうには私に提案して行つた方がいいのぢやないかと思つてあります。それからそれに關連してお尋ねするのですが、これは私に問題をよく焦点を忘れたんですが、船員なんかの方々が投票をなさるのにむずかしい。それもこの規定によつて途が開けてあるのぢやないか、それが実際はなか／＼投票ができません。それでいろいろの不平が起る。それはどういふところに欠陥があるのか、それを皆御覧から聞きたい。

○説明員(青島一君) 今の岡本委員のお話は、現在は特別投票管理委員というものに船長がなり得ない恰好になつておるのです。従つてつまり船で船員が不在投票ができない。どこかや船員が不在投票が行かれば、やはり特別投票管理委員となる人のところまで行かなければ投票できない。そういうこととて船長がなか／＼不在投票ができないといふお話を、それを船長を特別投票管理委員にして呉れ、こういう話なんです。これは投票の秘密という点を相違考へて、やはり相当大きな單位であれば、それはしてもいいのであります。が、余り小さな船等で船長を特別投票管理委員にするといふことは、やはり投票の秘密という点から考へて如何かと思つておられますが、そういう点を考へて成るべく投票のできるように考へたいと思つておられます。

○鈴木直人君 船員は実際に不在投票を行なつておると思ひますが、船出する前にその自分の住居の現場に行きまして不在投票をして、そうして出て行く。ところが今度ではもう半年も一年も前に出て一年も帰つて来ないというやうな船員、これは船長が不在投票をして、その船で投票したところを閉鎖するには間に合わないことがはつきりしておることだから、これは何らの意味をなさぬ。どうしても閉鎖日に間に合うやうに予め投票して置く必要があるのであつて、おやりになるのであれば電報で投票するとか、或いは郵送で投票するとか以外に途はない。

○説明員(青島一君) 前は船長を特別投票管理委員にする制度になつておつたのです。それを統一したのです。

別投票管理委員といふもので、お話のやうに救われるといふのは割合に少ないのですがね。数は……。

○岡本健祐君 併し今の問題は選挙ごとにと起ります。問題は不平が起る。その不平をどういふふうにしたら落むか。実は私は問題の焦点をはずり把握してないから、的確な質問もできないし、意見を吐くことができないんだが、そういう問題は相当大きな問題だと思つて、研究して頂きたいし、又我々も研究したいと思ひます。

○委員長(鈴木直人君) お話りました。今日はこの辺で散会いたしたいと思います。御異議ございませんか。

○委員長(鈴木直人君) 御異議ございませんか。

午後四時四分散会
出席者は左の通り。

委員長 鈴木直人君
理事 大野 幸一君
小串 清一君
木内 四郎君
鈴木 直人君
太田 敏見君

委員 吉川末次郎君
城 義臣君
遠山 内市君
鬼丸 義賢君
佐々木鹿蔵君
飯田精太郎君
岡本 健祐君
西郷吉之助君
宿谷 榮一君
島村 軍次君

法制局側
第一課長 菊井 三郎君
説明員
全国選挙管理委員会事務局長 吉岡 憲一君

第三十三号 選挙法改正に関する特別委員会会議録第四号 昭和二十四年六月三十日（参議院）

昭和二十四年七月九日印刷

昭和二十四年七月十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局

(第三十三部)

(一五)

参議院事務局 印刷局 印刷者 印刷局